

市政だより

おおむら

監査公表 特別号

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、下記について定期監査を実施したので、その結果を同条第8項の規定により、次のとおり報告する。

昭和62年3月16日

大村市監査委員 谷本守光
大村市監査委員 永田光雄

監査の対象

昭和61年度（4月1日～10月31日）の教育委員会庶務課

大村市立小学校、大村市立中学校、大村市立幼稚園、大村市立学校給食共同調理場

社会教育課

大村市コミュニティセンター
大村市中央公民館、大村市少年センター、大村市視聴覚ライブラリー

大村市中区公民館
大村市西大村地区コミュニティセンター
大村市立図書館、大村市立史料館

体育課

大村市民体育館、大村市民プール、大村勤労者体育施設屋内プール、大村市宮陸上競技場、大村市宮野球場、大村市宮庭球場、大村市宮補助グラウンド、大村市武道館、大村市弓道場、大村市

相撲場、大村市児童体育館、大村市森園運動広場、大村市立学校屋外運動場夜間照明（郡中）
における財務に関する事務の執行。

監査の期間

昭和61年12月18日～昭和62年3月7日

監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務の執行が法令等に準拠しかつ適正に執行されているかを主眼とし、あらかじめ監査資料の提出を求めるとともに関係職員から事情を聴取し、関係諸帳票（簿）類の審査及び現地調査により実施した。

監査の結果

監査の結果については次のとおりである。なお、指摘事項については十分検討され、すみやかに是正されるよう要望する。

各課共通事項

1、事務専決及び代決規定について

支出に伴う基本決裁及び契約締結同等の決裁区分は、財務会計上基本的なものであるが、大

村市財務規則第54条及び大村市教育委員会事務局処務規則第4条（大村市事務専決及び代決規定の準用規定）による処理がされていないものが多い。
適正な処理をするよう十分注意されたい。

2、支出科目について

各施設の軽微な修繕について、工事請負費からの支出がかなり見受けられたが、需用費（修繕料）からの支出が適当であるので、支出科目について十分注意されたい。

3、備品管理について

備品台帳の整理については、使用保管責任者の交替による記帳整理がなされていないこと、備品台帳の現在数と収入役に報告する物品現在高報告書の現在数に不一致が見られたこと、台帳備考欄等に鉛筆書をしているものなどがある。現況把握と台帳整備には遺漏なきようされたい。

教育委員会

機構及び職員配置状況

昭和61年10月31日現在の機構及び職員配置状況は次のとおりである。



※（ ）は職員数、外に嘱託職員11名

庶務課長は教育次長兼務、中央公民館長、視聴覚ライブラリー所長、少年センター所長、中区公民館長は社会教育課長兼務、史料館長は図書館長兼務

予 算 執 行 状 況

歳 入

(昭和61年10月末現在)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	予算現額に対する 収入済額の増減	収 入 率	
					対予算比	対調定比
教育費負担金	1,998,000 ^円	1,961,615 ^円	1,961,615 ^円	△ 36,385 ^円	98.2%	100.0%
総務使用料	732,000	138,884	138,884	△ 593,116	19.0	100.0
教育使用料	47,723,000	33,851,577	33,845,177	△ 13,877,823	70.9	100.0
教育費国庫負担金	231,028,000	117,261,000	117,261,000	△113,767,000	50.8	100.0
教育費国庫補助金	131,150,000	0	0	△131,150,000	—	—
教育費県補助金	6,080,000	552,000	552,000	△ 5,528,000	9.1	100.0
利子及び配当金	1,337,000	0	0	△ 1,337,000	—	—
教育費寄附金	1,000	1,050,000	1,050,000	1,049,000	105,000.0	100.0
雑 入	1,931,000	975,449	845,279	△ 1,085,721	43.8	86.7
計	421,980,000	155,790,525	155,653,955	△266,326,045	36.9	99.9

歳 出

(昭和61年10月末現在)

科 目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
教育総務費	106,131,000 ^円	59,000,346 ^円	47,130,654 ^円	55.6%
教育委員会費	2,175,000	1,126,350	1,048,650	51.8
事務局費	103,951,000	57,869,556	46,081,444	55.7
県立高等学校費負担金	5,000	4,440	560	88.8
小 学 校 費	225,720,000	126,173,835	99,546,165	55.9
学校管理費	171,782,000	94,121,900	77,660,100	54.8
教育振興費	43,538,000	23,966,435	19,571,565	55.0
学校建設費	10,400,000	8,085,500	2,314,500	77.7
中 学 校 費	776,865,000	319,323,909	457,541,091	41.1
学校管理費	79,077,000	49,841,482	29,235,518	63.0
教育振興費	28,438,000	15,143,428	13,294,572	53.3
学校建設費	669,350,000	254,338,999	415,011,001	38.0
幼 稚 園 費	199,038,000	90,386,756	108,651,244	45.4
幼稚園費	198,038,000	90,205,756	107,832,244	45.5
幼稚園整備事業費	1,000,000	181,000	819,000	18.1
社会教育費	200,172,000	103,558,485	96,613,515	51.7
社会教育総務費	133,109,000	71,368,645	61,740,355	53.6
公民館費	39,956,000	18,761,836	21,194,164	47.0
図書館費	15,063,000	8,388,954	6,674,046	55.7
史料館費	2,025,000	1,115,160	909,840	55.1
青少年対策費	6,222,000	3,784,500	2,437,500	60.8
視聴覚教育費	3,797,000	139,390	3,657,610	3.7
保 健 体 育 費	288,540,000	162,588,401	125,951,599	56.3
保健体育総務費	43,143,000	27,186,945	15,956,055	63.0
体育施設費	54,139,000	32,691,622	21,447,378	60.4
学校給食施設費	191,258,000	102,709,834	88,548,166	53.7
計	1,796,466,000	861,031,732	935,434,268	47.9

庶務課

1、幼稚園保育料（入園料）について

現在毎月調定しているが調定洩れがある。入退園や幼稚園就園奨励費による保育料の変更があった場合には、増減調定や納付通知洩れがないよう十分注意されたい。

2、実費弁償金（学校体育館電気料）について

実費弁償金の収納簿整理について、収納簿に記載されていないもの（通知書発行）、消込していないもの、収納簿と通知書の額が相違するものなどがある。計数整理については、遺漏等がないよう十分注意し、相違するものは調査し、適正な事務処理をするよう努められたい。

3、委託料（保守点検、管理等）の契約について

(イ)基本決裁に随意契約の理由が記載されていない。

随意契約による方法は例外的手続の1つであり、地方自治法施行令第87条の2の1項に列挙されている各号の7つの要件のいづれに該当するの記載すべきである。

(ロ)契約書で契約年月日の記載

洩れなどがある注意されたい。
(イ)基本決裁での契約期間と契約書の契約期間が相違しているものがある注意されたい。
(ロ)契約期間が年度中途からのものがあるが、不時の故障等も考えられ、保守点検業務委託契約は特殊（プール等使用期間が限定）なものを除き年度当初から年度末の契約期間が適当と思われるので検討されたい。

保守点検、管理業務等委託の状況は、し尿浄化槽管理及び保守点検委託外21件13、837千円である。
運営、研究委託の状況は体育大会（運動会）運営委託外13件5、713千円である。

4、工事施工状況について

(イ)教育委員会庶務課施工分（発注）の施工向がない。請書で決裁されているが、請書での決裁は請負金額、契約相手、工期等を決定する決裁であり、施工向ではない。適正な事務処理をするよう注意されたい。

(ロ)契約書で契約年月日の洩れ又条文整備がされていないものがある注意されたい。
(ハ)支出命令書による工期（請書省略）より見積書提出月日が遅くなっているものがある

注意されたい。
工事の施工状況は次のとおりである。

工事施工状況

(単位千円)

科 目	件数	契 約 額
小学校学校建設費	18	8,549
小学校校舎等整備工事	18	8,549
中学校学校建設費	19	721,170
桜が原中学校校舎新築工事外	7	708,672
中学校校舎等整備工事	12	12,498
幼稚園整備事業費	1	181
幼稚園園舎整備工事	1	181
学校給食施設費	1	370
共同調理場整備工事	1	370
計	39	730,270

6、補助金の交付状況

(イ)遠距離通学費補助金

補助対象は通学の片道で児童4km以上、生徒6km以上でバス及び船舶を利用する者で、補助額は通学費の額から児童1人1月150円、生徒1人1月500円を控除した額に11を乗じた額である。

補助人員は小学校26名、中学校120名となっている。委任状（交付申請書の裏面）に委任相手、年月日の記載洩れ、変更申請の際、正規の様式による申請がされていないものがある注意されたい。
補助金の交付状況は次のとおりである。

5、重要物品について

大村市物品会計規則第30条第3項の規定により収入役に報告することになっているが報告されていない。小、中学校等を含め重要物品現在高報告書を作成し報告するようにされたい。

補助金交付状況

補助団体名	補助事業名	予算額	補助決定額	支出済額
大村東彼地区同和教育研究協議会	学校同和教育研究協議会補助金	千円43	千円一	千円一
大村市生徒指導研究推進協議会	生徒指導推進協議会補助金	200	—	—
遠距離通学児童保護者	遠距離通学費補助金	728	651	651
” 生徒保護者	”	10,450	7,689	7,689
私立幼稚園就園奨励該当園児保護者	私立幼稚園奨励費補助金	24,064	24,064	—
大村市学校給食会	学校給食会補助金	5,576	5,576	3,507
”	学校給食費補助金	8,914	8,914	7,120

各種扶助費支給調

(4月~10月)

区 分	小 学 校		中 学 校		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
学用品費	869	3,995,329	634	5,556,503	1,503	9,551,832
給食費	2,008	5,926,540	1,227	629,032	3,235	6,555,572
修学旅行費	64	651,727	88	3,013,136	152	3,664,863
医療費	71	217,060	22	74,870	93	291,930
通学費	24	50,240	93	697,500	117	747,740
特殊教育費	9	59,745	21	142,156	30	201,901
計	3,045	10,900,641	2,085	10,113,197	5,130	21,013,838

※延対象人員及び金額

7、各種扶助費について
 要保護児童・生徒に係る
 就学援助費等の支給事務は、保
 護者から委任された各小・中学
 校長名において執行されている
 が、その処理は適正に行われて
 いた。
 各種扶助費の支給状況は次のと

おりである。

8、奨学基金の状況

新規貸付奨学生13名、継続貸
 付奨学生19名の計32名が本年度
 貸付奨学生で、奨学金は1人1
 月7,000円となっている。
 当年度償還見込額は現年度2、
 566,900円、過年度1、
 002,000円、計3,568
 900円である。
 10月末の収納額は現年度673
 900円、過年度226,50
 0円、計900,400円とな
 っている。未納額の解消にあた
 っては適切な対策を講じ収納促
 進を図られるよう要望する。

社会教育課

1、公民館使用料の調定と所属
 年度の区分について

中央公民館及び中地区公民館
 使用料の収入済分を1ヵ月ごと
 まとめて事後調定されているた
 め帳簿上毎月未収金はでてこな
 い。使用料は前納するようにな
 っているが、実際には前納され
 ているものは少なく、かなりの
 期間経過し収入されており、表
 面に出ない未収金となっている。
 昭和61年1月(昭和60年度)分
 の暖房料が昭和61年度分として
 収入、調定されているものがある。

る。使用料の調定は、毎月利用
 した使用料全額を毎月調定する
 のが望ましいので今後の事務処
 理について検討されたい。

2、中央公民館(コミセン)の
 使用料について

昭和61年4月分、8月分の使
 用許可申請書、使用報告書を検
 査したが、使用許可申請書の印
 洩れ及び所長までの決裁欄が設
 けてあるが係員のみで処理、又
 使用料の算出誤りなどがある、
 注意されたい。

3、中地区公民館の使用料につ
 いて

(イ)昭和61年4月分8月分の使
 用許可申請書等を検査したが、
 申請者の印もれ、使用報告書
 がないものなどがある注意さ
 れたい。

(ロ)冷暖房使用料の計算方法は、
 大村市公民館条例施行規則に
 よって規定されており、使用
 時間又は端数時間が30分未満
 であるときは切り捨て、30分
 以上は1時間として計算する
 となっているが、30分以内を
 切り捨て、30分を越えるとき
 1時間として計算されている
 注意されたい。
 公民館の利用状況は次のとお
 りである。
 4月から10月までの利用状

況はコミュニティーセンターで
 2,445件、55,791
 人(目的使用2,024件、
 32,971人)、中地区公
 民館は1,416件、29、
 501人(目的使用1,33
 7件、25,120人)とな
 っている。

4、委託料(保守点検、管理等)
 の契約について

(イ)契約書で鉛筆書、入札関係
 書類で業務名等の記載洩れが
 ある注意されたい。
 (ロ)西大村コミセンの委託契約
 書に契約金額は予算の範囲内
 となっているが契約金額及び
 支払い方法について記載すべ
 きである。

5、研修委託について

(イ)成人、婦人教室委託で開設
 要領に必要である収支予算書
 の添付及び実施期間等の未記
 載などがある。注意されたい。
 (ロ)生活学校の委託について基
 本決裁がない、注意されたい。
 保守点検、管理業務等委託は
 コミュニティーセンター清掃業
 務委託外29件8,889千円
 である。
 研修、講座委託は婦人学級研
 修委託外10件1,417千円
 である。

補助金の交付状況

補助団体名	補助事業名	予算額	補助決定額	支出済額
各町内公民館	町内公民館運営費補助	2,832 ^{千円}	2,808 ^{千円}	2,784 ^{千円}
〃	町内公民館設備費補助	452	443	347
〃 (市内5館)	町内公民館設置整備費補助	4,956	4,956	—
各地区公民館連絡協議会(8地区)	地区公民館連絡協議会補助	192	192	192
大村市公民館連絡協議会	市公民館連絡協議会補助	240	240	240
黒丸踊保存会外	文化財保護事業	470	470	355
大村市連合婦人会	婦人団体育成	120	120	120
大村市PTA連合会	PTA連合会運営	50	50	50
大村市立幼稚園育友会連合会	幼稚園PTA連合会運営	25	25	25
大村市青年団体連絡協議会	青年団体育成外	189	189	189
大村市民憲章推進協議会	市民憲章推進事業	400	400	400
長崎県美術展覧会実行委員会外	文化活動振興事業	1,357	20	20
大村市青少年健全育成連絡協議会外	青少年健全育成事業	1,720	1,720	1,720
ボーイスカウト大村第1団育成会外	青少年団体育成事業	210	210	210

図書館貸出状況

(4月～10月)

区分	一般閲覧室			児童室			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
図書館	9,067	14,365	23,432	6,738	9,448	16,186	15,805	23,813	39,618
中地区公民館	297	1,828	2,125	4,805	7,572	12,377	5,102	9,400	14,502
萱瀬住民センター	0	35	35	1,044	705	1,749	1,044	740	1,784
竹松住民センター	0	275	275	1,060	3,605	4,665	1,060	3,880	4,940
福重住民センター	7	135	142	1,271	2,817	4,088	1,278	2,952	4,230
三浦住民センター	0	10	10	480	1,591	2,071	480	1,601	2,081
鈴田住民センター	26	83	109	707	1,362	2,069	733	1,445	2,178
松原住民センター	84	186	270	547	1,608	2,155	631	1,794	2,425
合計	9,481	16,917	26,398	16,652	28,708	45,360	26,133	45,625	71,758

体育課

6、工事施工状況について
 工事施工状況は、図書館絶縁
 改修工事外6件1、315千
 円である。

7、補助金の交付状況
 交付申請書が鉛筆書によるも
 の、交付決定日の日付洩れが
 ある注意されたい。

1、市民体育館使用許可申請及
 び許可について
 通常体育館を使用する者(団
 体)の場合、前月15日頃実施す
 る調整会議に合わせ、使用許可
 申請書を提出させ、調整会議で
 調整し各々使用日時等を決定し
 使用料を納めさせて許可書を発
 行している。

2、市民体育館使用料の収納事
 務委託について
 使用料の収納事務は、体育協
 会が行っている(領収には大村
 市体育協会の領収印を使用)。
 しかし、体育協会との委託契約
 書には「使用料の徴収及び収納
 の委託」については触れていな
 い。

地方自治法施行令第18条の規
 定に基づく、使用料の収納委託
 契約について検討されたい。

3、市民体育館使用料について

(イ)使用許可申請書、使用許可書（使用料算出内訳書）がなく、納入通知書のみで使用料が徴収されているが、時間延長等があった場合や使用当日になって電灯を使用（昼間）することとなった場合は、既に提出済使用許可申請書及び発行済使用許可書の控にその旨記載されたい。

(ロ)大村市民体育館条例で昼間電灯を使用した場合、夜間の使用料を適用すると規定されているが、条例による取扱いがされていない。適正な事務処理をするよう努められたい。
(ハ)使用料減免基準の内規を昭和52年5月12日付の決裁（教育長まで）で定められているが減免対象団体が明確でない。減免基準の内規の見直しをされたい。なお、大村市事務専決及び代決規定第6条で公の施設の使用料減免に関することは、助役の専決事項である注意されたい。

(ニ)トレーニング室使用で利用証交付申請書の提出及び利用証の交付がなされていないが、大村市民体育館条例施行規則第6条、第7条により利用証交付申請書の提出によって利用証を交付することになっている注意されたい。

なお、同施行規則について条文の整備を検討されたい。

(ホ)昭和61年3月申請で4月体育館使用分の収納事務については、昭和61年3月15日調整会議（同日付申請書提出↓申請日を4月1日に修正）で使用日を決定し、統計上の都合で昭和61年度歳入とするため4月1日以降に納入させ許可証を発行している（許可証は全て4月1日付以降で修正なし）事務取扱とのことだが、現実には3月15日に納入させているため地方自治法施行令第142条第2項により、旧年度歳入が望ましいので今後の事務取扱いについて検討されたい。

4、市民プール、屋内プール使用許可申請及び使用料等について

(イ)市民プール、屋内プールとも専用使用申請書に伴う使用許可証が発行されていない。専用使用料は使用許可証の使用日数、時間等で算出するものである注意されたい。

(ロ)一部の専用利用団体の専用使用料納入が遅延している。大村市民プール条例第6条、大村市勤労者体育施設屋内プール条例第7条で使用許可の内訳入となっている注意されたい。

(ハ)市民プール、屋内プールは減免基準が定められ減免されているが、市民体育館に準じた減免基準の内規を検討されたい。

5、総合運動場使用料について

(イ)収納簿にあり使用許可申請書がないもの、使用料の算出誤り、収納簿に使用料金額の記入洩れ、使用許可申請書の記入洩れ、雨天中止による返納金で二重返納、同じく返納金で過少返納、収納簿の返納金額誤記入、使用料の未収があるのに、雨天中止による返納金を支出しているなど、単純不注意によるものがあり、今後の事務処理については十分注意されたい。

(ロ)野球場使用料を減免している例があるが、減免申請書が提出されていない。また減免基準が明確でないため取り扱いがまちまちで他の使用料とも均衡が保たれていない。減免については、野球場等の総合運動場、森園運動広場、学校屋外運動場（郡中ナイター）等も他の体育施設に準じた減免基準及び内規について検討されたい。

6、体育施設使用料の納入について条例上の規定

総合運動場使用料、森園運動広場夜間照明施設使用料、市民体育館使用料、市民プール使用料、屋内プール使用料については、利用又は占用の許可の際に納入あるいは使用許可の際に納入となっているが、学校屋外運動場夜間照明施設使用料（郡中）については、納入について何も規定されていない。

体育施設使用料の納入規定については、条文を見直し、統一した取扱いをするのが望ましい。前納が原則となっている施設で市民体育館、市民プール及び屋内プールの個人使用料を除き前納されているものが少ないので各施設利用者への指導及び事務取扱いを検討されたい。

7、体育施設使用料の調定と未収金について

各施設使用料の収入済分を1ヵ月ごとまとめて事後調定されていたため帳簿上毎月未収金はでてこない。使用料は前納が原則となっているが、かなりの期間経過し収入されており、表面にでない未収金となっている。そのため3月分の調定額は3月中に利用した使用料と当年度中で利用した未収使用料の合計額となっている。各施設使用料の調定は、毎月利用した使用料の全額を毎月調定するのが望ましい。

いので今後の事務処理について検討されたい。

体育施設利用状況等は次のとおりである。
4月から10月までの利用人員は206、597人、使用料は17、423千円となっている。

8、屋内プール使用料公金収納委託契約について

大村市財務規則第50条の2の規定により委託契約は締結されているが、基本決裁で納入義務者の範囲（委託事務の範囲）が屋内プール個人使用料1人、1日、1回となっている。しかし委託契約書の委託事務にその旨明記されていない。条文整備を検討されたい。

9、委託料（保守点検、管理等）の契約について

(イ)基本決裁に随意契約の理由が記載されていない。
随意契約による方法は例外的手続の1つであり、地方自治法施行令第167条の2の1項に列挙されている各号の7つの要件のいづれに該当するのかが記載すべきである。
(ロ)契約書で委託する施設名が表示されていないものがある注意されたい。
(ハ)契約期間が年度中途からのものがあるが、不時の故障等

も考えられ、保守点検業務委託契約は特殊（市民プール等使用期間が限定）なものを除き、年度当初から年度末の契約期間が適当と思われるので検討されたい。

10、市民プール、屋内プールもター保守及び市民体育館、児童体育館浄化槽保守管理について

基本決裁、見積書、契約書がない。
基本原則である書類が整備されていないことは単純不注意によるものではない。今後このことがないように十分注意し、事務処理をするよう努められたい。

11、屋内プールの委託契約について

委託契約書で契約金額及び支払方法について明記されていない。記載すべきである。
保守点検、管理業務等委託の状況は市民体育館業務委託外14件22、264千円である。
研修、各種大会等委託の状況は、市民球技大会外16件3、934千円である。

12、工事施工状況について

工事施工状況は、市民体育館玄関屋根増設工事外2件1、435千円である。

13、補助金の交付状況

(イ)基本決裁がないもの、補助交付申請書がないもの、実績報告日より交付決定日が遅いものなどがある。十分注意されたい。
(ロ)スポーツ傷害保険加入者負担金補助金で保険加入依頼書加入者数と交付決定加入者が不突合、課外体育クラブ活動補助金で補助申請クラブ員数と補助決定クラブ員数が不突合の学校がある。両補助金とも体育課で各中学校を調査した員数で交付決定しているが各中学校からの申請員数の不突合（郡中除く）は、体育課で指導すべきである注意されたい。
補助金の交付状況は次のとおりである。



補助団体名	補助事業名	予算額	補助決定額	支出済額
大村市学校体育連盟	長崎県中学校総合体育大会選手派遣費	500千円	500千円	500千円
大村市体育協会	大村市体育協会補助	370	370	370
〃	県民体育大会選手派遣費	2,060	2,060	2,060
市内各中学校	スポーツ傷害保険加入者負担金補助	387	377	377
〃	課外体育クラブ活動助成金	1,325	1,325	1,325
大村市スポーツ少年団	スポーツ少年団助成金	50	50	50
大村市柔道協会	スポーツテスト 〃	20	—	—
大村市ソフトボール協会外	市長杯ソフトボール大会 外	350	350	112
大村市学校体育連盟	大村市学校体育振興補助	496	496	496
大村市学校保健会	大村市学校保健会補助	325	325	325
長崎県中学校体育連盟	長崎県中学校総合体育大会	100	100	100
長崎県高等学校体育連盟	長崎県高等学校総合体育大会	100	100	100

備品実地検査状況

備品実地検査は、小学校15校、中学校5校、幼稚園10園、社会教育施設、体育施設より抽出し検査を実施した。

- 1、実地検査月日及び対象施設
 1月14日(水) 大村小、大村幼、旭が丘小、大村中
 1月16日(金) コミュニティセンター、市民体育館
 1月20日(火) 西大村中、松原小、松原幼

2、実地検査の要領

対象施設備品台帳より30、50種類の備品を抽出し、現品と照合検査を実施した状況は次のとおりである。

- (イ)現地で台帳と現品を突合した結果、大村中、2幼稚園を除き不突合備品がかなりある。又供用中の備品に整理票等の表示がないため突合が困難なものがあったこと。
 (ロ)台帳作成は現品によるもの、教材台帳等による作成など各学校相違があること。
 (ハ)学校備品とPTA備品が判別しにくいこと。
 (ニ)備品の活用状況については、一部を除きおおむね良好である。但し、重要物品の一部が使用されていないものがある

事務分掌

こと。
 (ホ)廃棄処分の手続済の備品を保管している学校、手続はしていないが使用不能備品を保管している学校があること。
 (ヘ)新設開校時に学校間の移動備品があるのに備品台帳にその旨記載されていないこと。

(ト)各年度末での物品現在高報告書は全ての小学校、中学校、幼稚園で報告されていないこと。
 以上おおむねの状況である。今後次のとおり事務処理、整備をされるよう要望する。

- (1)備品台帳は大村市物品会計規則及び学校予算事務取扱手引書による再整備の必要がある。又学校の備品台帳を編さんする場合市内全学校統一した整備が望ましい。
- (2)PTA備品が判別できるように処理されたい。
- (3)廃棄処分については、使用年限（耐用年数）を経過した備品で使用不能となっているものは正規の手続きによって廃棄処分されたい。
- (4)物品現在高報告書は大村市立小・中学校管理規則第18条により報告しなければならぬこととなっている。
- (5)移動備品について、今後校が原中学校の開校も予定されており、適正な整備をされたい。

各課の事務分掌は次のとおりである。

庶務課

教育委員会の会議に関すること。

文書の收受発送に関すること。
 請願、陳情、異議申立、訴訟、訴訟及び和解に関すること。
 条例、規則、その他規程の制定改廃に関すること。
 職員の仕事その他の人事に関すること。

児童生徒の就学に関すること。
 通学区の設定変更に関すること。
 育英事業に関すること。
 予算の編成及び執行に関すること。

教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の営繕、保全の計画及びその実施に関すること。
 物品の購入、修繕及び処分に関すること。
 工事その他の請負契約に関すること。

教育調査統計に関すること。
 市立幼稚園に関すること。
 学校給食共同調理場の管理運営に関すること。

その他、他課の所管に属しないこと。

学校教育課

教職員の資格教育及び免許状に関すること。
 学校教育課程及び教育指導に関すること。

学校教職員の任免その他人事に関すること。
 学級編成に関すること。
 教職員の教育相談、研修に関すること。
 教科内容及びその取扱並びに教科用図書の採択に関すること。

特殊教育指導に関すること。
 学校給食に関すること。
 その他学校教育に関すること。

社会教育課

市民文化の向上発展に関すること。

文化財保護に関すること。
 公民館、図書館その他社会教育機関の運営指導に関すること。
 成人教育及び青少年教育に関すること。

婦人団体、青少年団体、PTA及び文化団体の連絡育成に関すること。
 視聴覚教育に関すること。
 文化芸能に関すること。
 青年学級に関すること。

予算の編成及び執行に関すること。

社会教育委員会の会議に関すること。

その他社会教育に関すること。

体育課

学校体育の指導に関すること。
 社会体育の運営とその指導に

関すること。
 体育施設の設置及び管理運営に関すること。

教職員、児童生徒の保健衛生に関すること。
 予算編成及び執行に関すること。

体育協会に関すること。
 その他体育に関すること。

